

後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へ

令和7年8月から資格確認書が切り替わります!

後期高齢者医療制度においては、暫定運用の継続によりマイナ保険証の有無にかかわらず、申請なしで「資格確認書」をお届けします。(令和8年7月未までの予定)

有効期限 **令和8年7月31日**

資格確認書は、7月下旬までに恩納村役場から郵送または窓口で交付します。

8月からは、医療機関の窓口で今回届いた資格確認書又はマイナ保険証を提示してください。

資格確認書が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

お問い合わせ:健康保険課 ☎966-1217

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和 8年 7月31日
交付年月日	令和 7年 8月 1日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	恩納村字恩納 2 4 5 1 番地
氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和 23年 1月 1日
資格取得年月日	令和 5年 1月 1日
負担割合	1割
発効期日	令和 5年 1月 1日
限度区分	区分Ⅱ
発効期日	令和 6年10月 1日
発効期日	
特定疾病区分	区分A
発効期日	令和 6年10月 1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 4 7 2 1 3 9 沖縄県後期高齢者医療広域連合 公印

令和7年度介護保険料の決定について

令和7年度の介護保険料が決定いたしました。納付書払い又は口座引落(普通徴収)の方は7月中旬に納入通知書をお送りいたします。年金からの天引き(特別徴収)の方は8月末に決定通知書をお送りいたします。

介護保険料は原則的には年金からの天引き(特別徴収)ですが、年度途中で65歳に到達した方や広域連合構成市町村外から転入した方など、新たに第1号被保険者となった場合は、特別徴収に切り替わるまでの間、納付書払い又は口座引落(普通徴収)となります。また、前年度途中で特別徴収が停止となった方も、再び特別徴収へ切り替わるまでの間は普通徴収となります。

介護保険料の納付について

介護保険料は県内金融機関、コンビニエンスストアのほかスマホ決済サービスによる納付が可能です。コンビニエンスストアやスマホ決済サービスによる納付は時間や曜日を気にせずにご利用可能です。ぜひご利用ください。利用可能な納付先は納入通知書に記載されています。

注意事項

- ・スマホ決済サービスによる納付は領収書が発行されません。
- ・納付手続きから収納結果の反映までお時間を要することがあります。

お問い合わせ:沖縄県介護保険広域連合 会計課 ☎911-7503
恩納村役場 福祉課 ☎966-1207